# 世域創生キャンペー

### 創業支援

創業する方、または創業後5年未満の方が「創業関連保証」 「創業等関連保証 | をご利用される場合

> 保証料率を40%割引  $(1.0\% \Rightarrow 0.6\%)$

# 地域活性化支援

保証申込時点で、当協会の保証付融資の残高が無い方が 「スタートライン」をご利用される場合

保証料率を平均20%割引

## 新事業展開支援

新事業を開始するにあたり、法に基づき事業計画の認定を受けた方が、 「経営革新関連保証」、「異分野連携新事業分野開拓関連保証」、 「地域産業資源活用事業関連保証」、「農商工等連携事業関連保証」 のいずれかの特例保証をご利用される場合

保証料率を**約15%割引** 

 $(0.7\% \Rightarrow 0.6\%)$ 

### 地域活力向上支援

当協会の保証商品「ふるさと」をご利用される場合

保証料率を平均25%割引

「創業関連保証」「創業等関連保証」を併用して「ふるさと」を ご利用される場合は、保証料率を50%割引 (1.0%⇒0.5%)

# ご好評につき、キャンペーン継続実施中!

各メニューの詳細につきましては、裏面をご覧ください



# ラヤレンジ支援(女性、若者、シニア支援)

創業する方、または創業後5年未満の方のうち、 女性、30 歳未満の方、55 歳以上の方が「創業関連保証」 「創業等関連保証」をご利用される場合

> 保証料率を50%割引  $(1.0\% \Rightarrow 0.5\%)$

チャレンジサポート キャンペーン







#### ●「創業関連保証」「創業等関連保証」

	- I Maria Maria I Maria 13 Maria Maria							
対 象 者	県内で新規に事業を展開する次の①〜④のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、1か月以内に事業を開始する方または2か月以内に会社を設立する方 ②事業を営んでいない個人が事業を開始し、事業開始後5年未満の方 ③事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 ④分社化を計画する会社または設立後5年未満の分社化された会社							
保証限度額	創業関連保証: 2,000 万円 (再挑戦支援保証を含 ※両保証を併用することで、最大3,500 万円まで							
資 金 使 途	運転資金および設備資金	保証期間	10年以内(据置期間1年以内)					
貸付形式	証書貸付	返 済 方 法	元金均等分割返済					
貸付利率	金融機関所定利率	連帯保証人	創業関連保証:原則として、法人の代表者を除き不要 創業等関連保証:法人の代表者を除き不要					
担 保	不要	保証料率 40%割引 (1.0%⇒0.6%)						

その他

- ・本保証を利用された方は、所定の外部専門家(中小企業診断士、公認会計士、税理士)による経営支援を受けることができます。
- ・自治体融資制度を併用する場合は、制度要綱の定めによります。

・NPO法人は、対象外となります。

・創業等関連保証を利用される場合で創業計画段階にあり事業に未着手の方(対象者①) は自己資金が必要であり、 自己資金額を保証限度額(1,500万円以内) とします。

# **新**事業展開支援

#### 地域創生 キャンペーン

			経営革新関連保証	異分野連携新事 分野開拓関連保			域産業資源活用 事業関連保証	農商工等連携事業 関連保証	
根	拠	法	中小企業等経営強化法	中小企業等経営強	化法	資源を	と業による地域産業 を活用した事業活動 組に関する法律	中小企業者と農林漁業者 との連携による事業活動 の促進に関する法律	
対	象	者	各根拠法に基づく事業計画の	認定を受け、同計画に	従った事	業を実施	でする中小企業・小規模	事業者	
保証	E限度	額	個人・法人2億8,000万円(組	合の場合は4億8,000	万円)※	無担保保	保険・普通保険の特例を	ゆの場合	
資 :	金 使	途	運転資金および設備資金						
保	証 期	間	運転資金:原則として5年以内	(据置期間1年以内)/	設備資金	金:原則と	こして7年以内(据置期)	間1年以内)	
貸	付 形	式	証書貸付		返済	方 法	元金均等分割返済		
貸	付 利	率	金融機関所定利率	連帯側	<b>計 証 人</b>	原則として、法人の代	表者を除き不要		
担		保	必要に応じて提供していただる	保 証	料率	約15%割引 (0.7	% <b>⇒0.6</b> %)		
そ	の	他	・自治体融資制度を併用する場合は、制度要綱の定めによります。 ・NPO法人は、対象外となります。						

# 地域活性化支援

#### 地域創生 キャンペーン

<b>O</b> ;	●地域活性化保証「スタートライン」															
対	\$	象	者	伢	保証申込時点で当協会の保証付融資残高が無い中小企業・小規模事業者の方											
保言	正月	艮度	額	個	引人・法ノ	人2億8,0	00万円(組	合の場合に	ま 4億 8,0	00万円)						
資	金	使	途	運	転資金	および設備	資金			保 証 期	間	10年	F以内(据置	置期間1年	以内)	
貸	付	形	式	訂	証書貸付または手形貸付					返済方	ī 法	元金均等分割返済または一括返済 (一括返済は、保証期間 1 年以内の場合に限る)				
貸	付	利	率	金	融機関	所定利率				連帯保	证人	原則として、法人の代表者を除き不要				
担			保	业	/要に応	じて提供し	ていただ	きます								
				通常の保証料率より平均 20%割引												
					貸借対照表あり								貸借対照表			
保	証	料	料率			1	2	3	4	5	6	)		8	9	なし
				1	責任共有 保証料率	1.70%	1.50%	1.30%	1.10%	0.92%	0.77	7%	0.61%	0.45%	0.31%	0.92%



#### |地域活力向上保証「ふるさと」

(1) 創業者(創業前)

①兵庫県外に居住しており、兵庫県内で個人事業を創業する方又は法人を設立して兵庫県内で創業する方

- ②保証申込前3年以内に兵庫県外から兵庫県内に移住しており、兵庫県内で個人事業を創業する方又は法人を設立して兵庫県内で創業する方
- ③兵庫県内の「地域おこし協力隊」の隊員が、活動期間の最終年次又は終了翌年に兵庫県内で個人事業を創業する方又は法人を設立して兵庫県 内で創業する方

(2) 創業者 (創業後)

①兵庫県外に居住中に兵庫県内で個人事業を創業後又は法人を設立して兵庫県内で創業後、1年以内の中小企業・小規模事業者

- ②保証申込前3年以内に兵庫県外から兵庫県内に移住し、兵庫県内で個人事業を創業後又は法人を設立して兵庫県内で創業後、1年以内の中小
- ③兵庫県内の「地域おこし協力隊」の隊員が、活動期間の最終年次又は終了翌年に兵庫県内で個人事業を創業後又は法人を設立して兵庫県内で 創業後、1年以内の中小企業・小規模事業者

(3) 中小企業・小規模事業者

- ①兵庫県外のみに事業所を有しており、1年以内に兵庫県内に事業所を増設又は移転する中小企業・小規模事業者
- ②従前は兵庫県外のみに事業所を有しており、兵庫県内に事業所を増設又は移転後、1年以内の中小企業・小規模事業者

個人・法人2億8,000万円(組合の場合は4億8,000万円) 保証限度額

※「創業関連保証」を利用する場合は2,000万円、「創業等関連保証」を利用する場合は1,500万円の範囲内とします。

資 金 使 途	運転資金および設備資金	保証期間	10年以内(据置期間1年以内)
貸付形式	証書貸付	返 済 方 法	元金均等分割返済
貸付利率	金融機関所定利率	連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要

担 必要に応じて提供していただきます。なお、「創業関連保証」又は「創業等関連保証」を利用する場合は、不要です。

#### 通常の保証料率より平均 25%割引

保	証	料	率

対

象

<sub>[고</sub> 스					貸借対照表あり							
		2			(5)				9	なし		
責任共有 保証料率	1.47%	1.35%	1.19%	1.03%	0.88%	0.74%	0.59%	0.45%	0.31%	0.88%		

「創業関連保証」又は「創業等関連保証」を利用する場合は、通常の保証料率より50%割引(1.0%→0.5%)

※当協会と所定の保証料負担に係る契約を締結している自治体において、創業又は事業所を増設、移転する方は、自治体 から保証料の補助を受けることができます。

そ の

本保証を利用された方は、所定の外部専門家(中小企業診断士、公認会計士、税理士)による経営支援を受けることができます。 ※「対象者」の「(3)中小企業・小規模事業者」に該当する方は、同支援の対象外となります。

#### チャレンジサポート キャンペーン

#### 「創業関連保証 「創業等関連保証|

県内で新規に事業を展開する次の①~④のいずれかに該当する方で、女性、30歳未満の方、55歳以上の方(会社の場合は代表者)

①事業を営んでいない個人で、1か月以内に事業を開始する方または2か月以内に会社を設立する方

②事業を営んでいない個人が事業を開始し、事業開始後5 年未満の方 象

③事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5 年未満の会社

④分社化を計画する会社または設立後5年未満の分社化された会社

保証限度額

扙

創業関連保証: 2,000 万円 (再挑戦支援保証を含む) 創業等関連保証: 1,500 万円

※両保証を併用することで、最大3,500万円まで保証利用が可能です。

保証期間10年以内(据置期間1年以内) 資 金 使 途 運転資金および設備資金 貸 付 形 式 証書貸付 返 済 方 法 元金均等分割返済 創業関連保証:原則として、法人の代表者を除き不要 貸付利率金融機関所定利率 連帯保証人 創業等関連保証:法人の代表者を除き不要

担 不要 保証料率 50%割引 (1.0%⇒0.5%) 保

・本保証を利用された方は、所定の外部専門家(中小企業診断士、公認会計士、税理士)による経営支援を受けることができます。

そ  $\sigma$ 他

- ・自治体融資制度を併用する場合は、制度要綱の定めによります。
- ・NPO法人は、対象外となります。
- ・創業等関連保証を利用される場合で創業計画段階にあり事業に未着手の方(対象者①)は自己資金が必要であり、自己資金 額を保証限度額(1,500万円以内)とします。

#### ●「創業関連保証」と「創業等関連保証」

	創業関連保証	創業等関連保証
保証限度額	2,000万円	1,500万円
自己資金要件	なし	なし ただし、事業に未着手の方は自己資金が必要であり、 自己資金額を保証限度額(1,500万円以内)とします。
連帯保証人	原則として、代表者のみ	代表者のみ
根拠法	産業競争力強化法	中小企業等経営強化法

※「創業関連保証」と「創業等関連保証」を併用することで、最大3,500万円まで保証利用が可能となります。(併用する場合は、信用保証委託申込書が2部必要となります。)

#### 各地域の事務所、支所に

### 「女性企業家支援チーム」のメンバーを設置しています

- ●女性の感性を生かしたビジネスを展開したい
- ●男性担当者では事業内容を理解してもらえるか不安
- ●なんとなく男性相手では相談しにくい

このようにお思いの方はいらっしゃいませんか?

当協会では、女性ならではのアイデア、感性、経験を活かした事業の相談を女性相談員が承る「女性企業家支援チーム」を設置しています。

事務所・支所までご連絡いただき、「女性企業家支援チーム」とお申し出ください。



#### ●【お問い合わせ・ご相談窓口】

お問い合わせ	・ご相談窓口	電話番号	担当地域(お客様の主たる営業所所在地※)
経営支援室 創	業•経営支援課	078-393-3920	兵庫県下全域(創業および経営支援業務に関すること)
	保証相談一課	078-393-3909	神戸市東灘区、灘区、中央区
神戸事務所	保証相談二課	078-393-3913	神戸市兵庫区、長田区、須磨区、垂水区
	保証相談三課	078-393-3916	神戸市北区、西区、明石市、三木市
	保証相談一課	06-6411-4146	尼崎市、伊丹市
阪神事務所	保証相談二課	06-6411-4147	西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、 三田市、川辺郡
	保証相談一課	079-289-3611	姫路市(区部を除く)
姫路事務所	保証相談二課	079-289-3612	姫路市(区部に限る)、相生市、赤穂市、宍粟市、 たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡
但馬	支 所	0796-22-5171	豊岡市、養父市、朝来市、美方郡
淡 路	支 所	0799-22-4493	洲本市、南あわじ市、淡路市
西 脇	支所	0795-22-6775	西脇市、小野市、加西市、篠山市、丹波市、 加東市、多可郡
加古川	支所	079-424-1105	加古川市、高砂市、加古郡

※創業前で営業所がない方の場合は、住所地または創業予定地を担当の地域とする部署にご相談ください。